

議案第29号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月6日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ウ、第2号ア及び第3号の2ア中「800,000円」を「809,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 保険料率の算定に係る所得基準を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。